



平成 27 年 3 月 12 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号  
ジャパンベストレスキューシステム株式会社  
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏  
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)  
問合せ先

取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久  
電話番号：052-883-0850

### 内部調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、当社連結子会社である株式会社バイノス（以下、「バイノス」といいます。）における不適正な売上計上（以下、「本件」といいます。）の真相を究明するため、合計 3 回にわたり外部の有識者より構成される第三者委員会を設置し、調査を行ってまいりました。そして、平成 26 年 6 月 2 日付調査報告書（第三者委員会委員長：土岐敦司氏（成和明哲法律事務所弁護士）<sup>1</sup>及び同年 7 月 25 日付調査報告書（第三者委員会委員長：玄君先氏（弁護士法人港国際法律事務所弁護士）<sup>2</sup>）において認定された事実に基づき、改善措置を定め、再発防止に向けて取り組んでまいりましたが、今般、これまで第三者委員会が認定した事実（詳細は下記 1.（1）参照）の前提となる事実が異なる可能性又は新たな事実が存在する可能性が確認されたことから、当社はこの事実を重く受け止め、本件について再度徹底的な調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、原因たる事実に基づいた改善措置を立案することを目的として、内部調査委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 内部調査委員会設置の目的

- (1) 当社元取締役による本件に関する指示の有無及び関与の程度並びに当社の監査体制及び当社の監査対応における問題点等の調査

平成 26 年 6 月 2 日付調査報告書は、当時バイノス代表取締役 X 氏と当時当社管理部経理グループ兼バイノス取締役 Y 氏が、売上計画の未達の発覚を回避するため、本件を行ったと認定しています。また、当時当社の取締役管理部長であり、平成 25 年 2 月 26 日からバイノスの取締役であった B 氏については、B 氏が売上計上について Y 氏や X 氏に対して具体的な指示を出し、又は本件を認識し、これに関与してい

<sup>1</sup> 詳細は、当社の平成 26 年 6 月 3 日付プレスリリース「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照下さい。

<sup>2</sup> 詳細は、当社の平成 26 年 7 月 28 日付プレスリリース「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照下さい。

た事実は確認されなかったと認定しています（以上、同報告書 41 頁）。また、平成 26 年 7 月 25 日付調査報告書も、B 氏（同報告書では、D 氏と記載されています。）については、B 氏が本件に関与していた、又は B 氏が本件について認識があったとまでは認められないと判断しています（以上、同報告書 14 頁）。

しかし、今般、B 氏が売上計上について Y 氏や X 氏に対して具体的な指示を出していたことを強く疑わせる事実が存在する可能性が確認されました。

その他当社の監査体制及び監査対応についても、問題があったことを窺わせる事実が存在する可能性が確認されました。そこで、内部調査委員会においては、B 氏の Y 氏と X 氏に対する指示の有無及び関与の程度並びに当社の監査体制及び当社の監査対応における問題点等を調査の対象といたします。

## （2）過去に設置された第三者委員会が認定した事実に誤りがある場合には、その原因の解明

当社は、これまで合計 3 回にわたり本件について第三者委員会を設置し、調査を行ってまいりましたが、今般、上記（1）に記載のとおり、B 氏が売上計上について Y 氏や X 氏に対して具体的な指示を出していたことを強く疑わせる事実並びに当社の監査体制及び監査対応についても、問題があったことを窺わせる事実が存在する可能性が確認されました。そこで、内部調査委員会では、仮に過去に設置した第三者委員会において発見できなかった事実（B 氏の Y 氏と X 氏に対する指示、当社の監査体制及び監査対応における問題点等）がある場合には、その原因についても調査の対象といたします。

## （3）再発防止策の提言

当社が平成 26 年 8 月 22 日付で提出しました「改善報告書」は、過去の第三者委員会が認定した事実を前提として当社が行うべき改善措置を定めております。したがって、仮に前提となる事実が異なる場合には、当社が行うべき改善措置が変更され、又は追加となる可能性があります。そこで、内部調査委員会では、過去の第三者委員会が認定した事実と異なる事実を認定した場合には、新たに認定した事実に基づく再発防止策を提言する予定であります。

## 2. 内部調査委員会の構成

委員長	宇澤 亜弓	公認会計士	当社社外取締役、公認会計士宇澤事務所
委員	熊谷 真喜	弁護士	当社社外取締役、二重橋法律事務所
委員	吉岡 徹郎	—	当社社外監査役

- （注） 1. 宇澤亜弓氏、熊谷真喜氏及び吉岡徹郎氏は、平成 26 年 12 月に当社役員に就任しております。また、3 名とも、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に届け出ている独立役員であります。
2. 宇澤亜弓氏は、公認不正検査士の資格を有しており、証券取引等監視委員会主任証券取引特別調査官・開示特別調査統括官を歴任する等、企業不正の防止対策に精通しております。

### 3. 今後の対応について

今回の内部調査は、過年度に係る決算短信等及び平成 27 年 5 月 14 日に予定しております「平成 27 年 9 月期第 2 四半期決算短信」に影響を及ぼすものでないと考えておりますが、内部調査委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等や当該事象が当社の業績に及ぼす影響につきましては、判明次第、速やかな適時開示を行ってまいります。株主の皆様をはじめ、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上